公益社団法人　琉球耳鼻咽喉科学研究振興会

耳鼻咽喉科医師・医療従事者奨学金貸与事業規程

【目的】

第1条　この規程は、公益社団法人琉球耳鼻咽喉科学研究振興会（以下「この法人」という。）定款第3条及び第4条第3項の規定に基づき、沖縄県内外の大学・研究機関で耳鼻咽喉科学領域の研究をおこない、医学修士、医学博士の取得をめざす県内に勤務する耳鼻咽喉科医師・医療従事者に対し、その修学に必要な資金(以下「奨学金」という。）の貸与を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

【奨学金の貸与対象者】

第2条　奨学金の貸与を受けることができる者は、次に該当する者とする。

(1) 学業、人物が優れ、かつ身体が健康である者。

(2) 申請時、県内で耳鼻咽喉科医師・医療従事者として勤務し、大学院生、研究員などとして沖縄県内外の大学・研究機関で耳鼻咽喉科学領域の研究をおこなう予定、もしくは、おこなっている者。

(3) 理事及び医療機関から推薦がある者。

(4) 前3号に準ずる者として会長が認めた者。

【貸与額】

第3条　奨学金の貸与額は月額5万円とし、大学院生においては入学金の全額（実費）及び年間授業料の全額（実費）とする。

【申請及び決定】

第4条　奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を募集期間中、会長に申請しなければならない。

(1) 耳鼻咽喉科医師・医療従事者奨学金願書（様式12）

(2) 日本耳鼻咽喉科学会沖縄県地方部会長の推薦書

(3) 履歴書

(4) 最終出身大学（学部及び大学院）、専門学校の成績証明書（出身大学・専門学校で発行したもの）

(5) 最終出身大学（学部及び大学院）、専門学校の卒業（見込み）証明書

(6) 住民票

2　前項の申請があったときは、書類審査(必要に応じて面接審査等)を行い、理事会で貸与の可否を決定し、申請をした者にその旨を通知しなければならない。ただし、提出書類は一切返却しない。

3　月額8万円以上の他の奨学金をうける場合は、この法人の奨学金を重複して受けることはできない。

【連帯保証人】
第 5 条　奨学金の貸与を受けようとする者は、2 人の連帯保証人をたてなければならない。
2　前項の 2 人の連帯保証人は、1 名は父母又はこれに代わる者とし、他の 1 名は別の独立した生計を営む成人としなければならない。
3　第 1 項の連帯保証人は、奨学生が奨学金を償還しなければならなくなった場合、奨学生と連帯して債務を負担するものとする。
4　第1項の連帯保証人について、理事会でやむを得ないと認めた場合は、その限りではない。

【奨学金の交付期間】
第 6 条　奨学金を交付する期間は 1 年間とし最長 4 年間まで更新することができる。ただし、会長が必要であると認めたときは、これを変更することができる。

【奨学金の交付】
第 7 条　奨学金は、奨学生に毎月交付する。ただし、会長は特に必要があると認めたときは、数ヶ月分を併せて交付することができる。大学院においては入学金、年間授業料の納付期限の 1 週間前までに交付する。

【奨学金の交付停止及び一時保留及び打切】
第 8 条　奨学生が休学又は停学の処分を受けた時、その事由の発生した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前月分までの奨学金の交付を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に交付された奨学金がある時は、その奨学金は当該奨学生が復学した日の属する月以後の分として交付されたものとみなす。
2　奨学生が、正当な理由がなく第 4 条に規定する書類を提出しない時は、奨学金の交付を一時保留することができる。
3　次に該当する事由が生じた時は、奨学金の交付を打切るものとする。
(1) 奨学生が学校を退学、または死亡したとき。
(2) 奨学生が病気等の理由により学習、研修等が困難と認められたとき。
(3) 奨学金の貸与を辞退したとき。
(4) 奨学金の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
(5) 偽りの申請、その他の不正な手段によって給付を受けたとき。
(6) 月額8万円以上の他の奨学金を受給したとき。
(7) 他、理事会において奨学生として適当でないと認めるとき。

【奨学金の償還免除】

第 9 条　医学修士、医学博士を取得した後、沖縄県内の耳鼻咽喉科施設において貸与を受けた期間と同等の期間勤務したものは償還を免除する。
2　奨学生が死亡、傷病その他の特別の理由により奨学金を償還することができなくなったと認めるときは、申請により奨学金の全部または一部の償還を免除することができる。

【奨学金の償還】
第 10 条　次に該当する者は、奨学金を償還しなければならない。
(1) 第 2 条第 1 項及び第 2 項に掲げる事項に該当しない場合は、奨学金を償還しなければならない。
(2) 前号の場合において、特に必要があると認められるときは、償還の据置期間をおく事ができる。
(3) 第8条に定める事由が生じた後も、奨学生が奨学金の交付を受けていたときは、第 6 条の規定に関わらず、当該事由が生じた後に交付を受けた奨学金につき、その全額の一時償還を請求することができる。
(4) 奨学金の償還方法は、一括または年賦または半年賦による償還とする。
(5) 前号の償還方法が困難で、会長がやむを得ないと認めた場合においては、その限りではない。
【利子及び延滞利息】
第 11 条　奨学金の償還金は無利子とする。
2　正当な理由がなく、奨学金を償還すべき日までに返済しなかったときは、当該償還金の額(千円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる)につき年 14.6%の割合をもって当該支払日の翌日から支払日までの日数によって計算した違約金を徴収する。ただし、会長が認めるときは、この限りではない。
3　前項の場合において、確定した違約金に百円未満の端数があるとき又はその全額か百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
4　第 2 項に規定する年当りの割合は、閏年の日を含む期間内についても 365 日当りの割合とする
5　前 3 項の規定は、前条により奨学生が一時償還すべき金額を支払期日までに支払わなかった場合にこれを準用する。

【補足】
第 12 条　この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与に関して必要な事項は、理事会の決議を経て定める。

附則
この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

様式12

耳鼻咽喉科医師・医療従事者奨学金　願書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人琉球耳鼻咽喉科学研究振興会
会　長　　殿

(ふりがな)
本人 氏　名　　㊞

年　　月　　日生(　　歳)

この度、貴社団の奨学金の貸与を受けたいので、所要書類添付の上申請致します。

<table>
<tr><td>施　設　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3">〒　－</td></tr>
<tr><td>連　絡　先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>希望貸与期間</td><td colspan="3">自令和　年　月　日　　至令和　年　月　日</td></tr>
<tr><td>奨学金を希望する理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">連帯保証人欄 1</td><td>ふりがな</td><td></td><td rowspan="2">㊞</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="2">〒　－</td></tr>
<tr><td>本人との関係</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">連帯保証人欄 2</td><td>ふりがな</td><td></td><td rowspan="2">㊞</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="2">〒　－</td></tr>
<tr><td>本人との関係</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>